

国道1号清水立体尾羽第2高架橋事故調査委員会

設立趣意書

令和5年7月6日に発生した国道1号静岡バイパス清水立体事業の建設現場における橋桁落下事故を受け、事故原因と再発の防止について、調査、検討するために、学識委員等から構成する「国道1号清水立体尾羽第2高架橋事故調査委員会」を設置するものである。

国道1号清水立体尾羽第2高架橋事故調査委員会

規約

(名称)

第1条 本会は、「国道1号清水立体尾羽第2高架橋事故調査委員会」
(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、事故原因と再発の防止について、調査、検討するために審議することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、以下について必要な指導・助言を行う。

- (1) 事故原因に関する事項。
- (2) 再発防止に関する事項。
- (3) その他必要な事項。

(委員会の運営)

第4条 1 委員は、別紙構成員名簿のとおりとする。
2 委員会には委員長を置く。
3 委員長は、委員の了承を得て決定する。
4 委員長は、委員に諮った上で、委員の変更または追加を行うことができる。

5 委員長は、必要に応じ、会議へのオブザーバの出席を求め
ることができる。

6 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する
委員がその職務を代理する。

7 委員会は、委員の2／3以上の出席で成立する。

(守秘義務)

第5条 委員等は、審議で知り得た内容について、委員会の許可無く第
三者に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同
様とする。

(委員の任期)

第6条 委員等の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(委員会の公開)

第7条 1 会議および議事については原則非公開とし、議事要旨
および配付資料については委員会終了後、委員長の確認を
得て事務局が原則公開するものとする。

2 これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定
するものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に置

く。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、委員長が
決定するものとする。

附則 この規約は、令和5年7月11日から施行する。

国道 1 号清水立体尾羽第 2 高架橋事故調査委員会

構成員名簿

委員長

館石 和雄 名古屋大学 大学院工学研究科 教授

委員

廣畑 幹人 大阪大学 社会基盤工学講座 構造工学領域 准教授

白戸 真大 国土技術政策総合研究所 橋梁研究室 室長